

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月8日

上越市長 中川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
日本スキー発祥記念館における観覧料の徴収事務
- 2 委 託 先
名 称：金谷観光協会
住所又は事務所の所在地：上越市大貫2丁目17番5号
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委 託 期 間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで